

## 平成25年度決算に係る資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は毎年度、健全化判断比率等(当企業団の場合は、「資金不足比率」)を算定し、監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに、住民に公表することが義務付けられました。

当企業団の「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定による平成25年度決算における「資金不足比率」は次のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

### 水道事業会計

年 度	資金不足比率(%)	経営健全化基準(%)
25	—	20

※資金不足がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

### ○資金不足比率とは・・・

$$\text{資金不足比率} = \text{資金の不足額} \div \text{事業の規模}$$

#### 資金の不足額(法適用企業):

(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額

#### 事業の規模(法適用企業):

営業収益の額 - 受託工事収益の額

資金不足額が、事業規模の20%を超える額となった場合、早期に健全化基準未滿となる「経営健全化計画」を策定しなくてはなりません。